

板橋区災害時受援応援計画（案）概要版

1 計画改定の目的

〈改定のポイント〉

- ・防災関係機関による支援内容等を整理
- ・災害時配送ステーションなど「地域内輸送拠点」の活用策
- ・区から被災自治体へ職員を派遣する際の体制整備



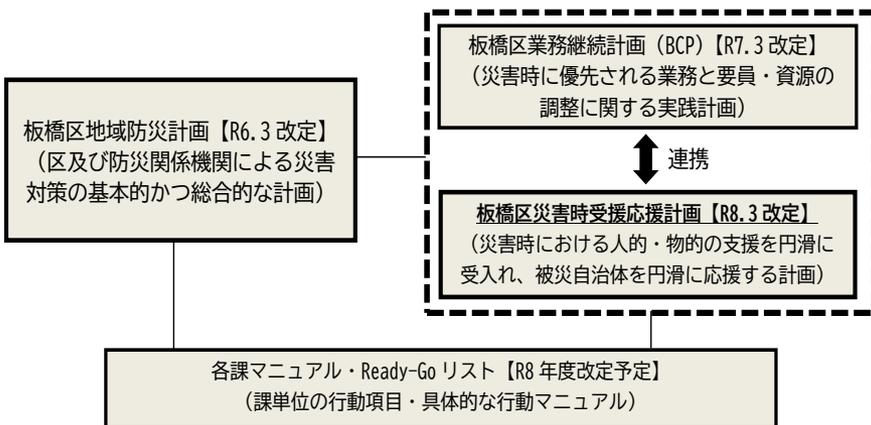
令和2年3月策定の板橋区災害時受援計画を
「板橋区災害時受援応援計画」として改定

「受援」：区が被災した場合に、国や都、他自治体等から人的・物的資源の支援や提供を受け、効果的に活用すること。

「応援」：災害対策基本法や災害時協定などに基づき、または自主的に人的・物的資源を被災自治体に支援・提供すること。

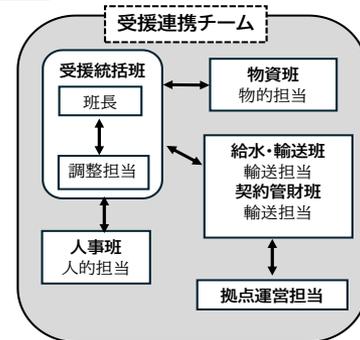
2 計画の位置付け

「板橋区業務継続計画(BCP)」や「各課マニュアル」とともに、「板橋区地域防災計画」を補完する計画



3 受援対策にかかる庁内の組織体制

災害対策本部長(区長)をトップとする災害対策本部を設置。
受援統括班、人事班、物資班、給水・輸送班、契約管財班が密接に連携して、「受援連携チーム」として活動する。



4 主な改定内容

(1) 防災関係機関による支援

警察・消防・自衛隊への災害派遣要請に加えて、災害派遣チーム TEC-FORCEやDMATなどの支援の流れを整理した。

受援種別と 主な対象機関	主な活動期間(発災からのおおよその時間経過)								
	0~3 時間	3~24 時間	24~48 時間	48~72 時間	3日~ 7日	7日~ 2週間	2週間~ 1か月	1か月 以降	
救出救助	警察機関	→							
	消防機関	→							
	自衛隊	→							
	TEC-FORCE 緊急災害対策派遣隊	→							
人的	DMAT 災害派遣医療チーム	(発災後概ね48時間以内に派遣)		→					
	災害時協定自治体	(発災後2~3日目に派遣)		→					
	ボランティア団体	(発災後3~7日目に派遣)		→					
物的	区内備蓄	→							
	都備蓄物資	(発災後2~3日目に輸送)		→		プッシュ型			
	国備蓄物資		(発災後4~7日目に輸送)		→		プッシュ型	プル型	
			(発災後7日目以降に輸送)		→				

「プッシュ型」：ニーズ予測に基づき、被災地へ緊急に物資を供給すること。

「プル型」：ニーズに応じて被災地へ物資を供給すること。

(2) 人的受援

<人的受援の考え方>

- ① 業務継続計画(BCP)に基づき、非常時優先業務に必要な人員を確保
- ② 部内で人員が不足する場合は、庁内で再調整
- ③ 区単独での対応が困難な場合、都や協定自治体・事業者、災害ボランティアなどに支援を要請

<主な応援業務>

No.	主な受援業務	業務の概要
1	避難所に関する業務	避難所運営等の支援業務
2	物資に関する業務	物資の仕分け、荷下ろし等の業務
3	被害認定等に関する業務	住家被害認定調査業務、罹災証明書交付等に関する業務
4	復興支援に関する業務	家屋被害状況調査業務
5	その他の業務	区災害対策本部の運営に関する業務

(3) 物的受援

<物的受援の考え方>

区及び都で3日分の食料・水・生活必需品を備蓄している。

フェーズ	供給内容
発災直後	各避難所に備蓄している区備蓄物資
発災後2日目～3日目	都からのプッシュ型支援物資
発災後概ね2日目以降	災害時相互援助協定自治体からの支援物資
発災後4日目～7日目	国からのプッシュ型支援物資
発災7日目以降	国からのプル型支援物資

<地域内輸送拠点の活用>

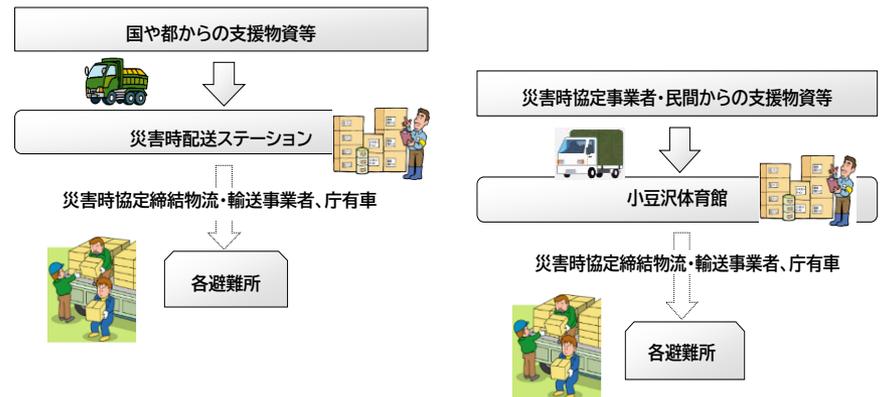
【災害時配送ステーションの特徴】

- 10トントラックを3台同時に停車可能。
- トラックバースが整備されている。
- フォークリフトやハンドリフトが配備されている。

【区立小豆沢体育館の特徴】

- 災害ボランティアの拠点で、マンパワーが期待できる。
- 小豆沢野球場を車両の待機場所として活用できる。

拠点	活用内容
災害時配送ステーション	国や都からの支援物資を集約
区立小豆沢体育館	他自治体、災害時協定自治体・事業者からの支援物資を集約
区立上板橋体育館	災害時配送ステーションや小豆沢体育館が使用できない場合に活用



(4) 被災自治体への区職員の応援

<応援の流れ>

① 特別区長会への人的応援

～被災自治体から総務省を通じ、全国市長会へ派遣要請があった場合～



② 都への人的応援(総務省の応急対策職員派遣制度)

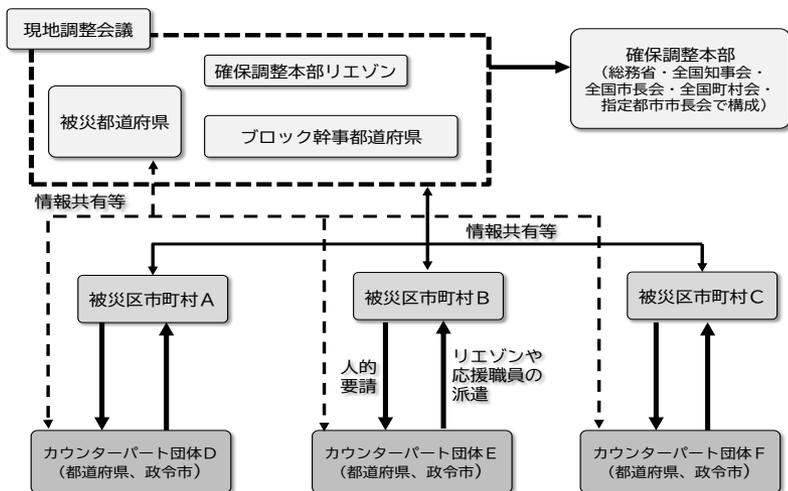
～総務省から都へ要請があった場合～



③ 災害時協定締結自治体への人的応援



<参考> 総務省の応急対策職員派遣制度



(5) 災害特性に応じた対応

- ◇ 大地震だけではなく、大規模風水害、火山噴火(富士山噴火による降灰)、複合災害についても掲載。
- ◇ 災害特性に応じた受援対応の留意点と手順を整理。
- ◇ 画一的な運用ではなく、災害特性に応じた受援の調整が必要。

(6) 応急・復旧対応力の強化に向けた平時の取組

- ① 平時からの防災関係機関等との連携
 - ・ 受援応援の手順の確認や合同訓練等の実施
- ② 災害時相互援助協定締結自治体との連携
 - ・ 毎年「担当者会議」と「首長会議」を開催
 - ・ イベントを通して、市民レベルの顔の見える関係づくりを構築
- ③ 災害時協定締結事業者との連携
 - ・ 協定の分類ごとに「意見交換会」を実施
 - ・ 発災時の具体的な行動手順の確認のほか、協定事業者が自発的に応急復旧活動を遂行してもらう仕組みを構築
- ④ 訓練等による人材育成及び実行性の確保
 - ・ 実働訓練や図上訓練等を継続的に実施
- ⑤ 実災害からの教訓
 - ・ 被災地支援から得た知見やノウハウを蓄積
 - ・ 訓練等で共有・継承し、受援応援体制を強化



能登半島地震の際の被災地支援

板橋区における支援物資の流れ

